

○飯塚市建設工事条件付き一般競争入札実施要領

平成20年6月27日

飯塚市告示第101号

改正 H22-239、H27-98、H28-99、H29-87

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市が発注する建設工事に係る条件付き一般競争入札(以下「一般競争入札」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 一般競争入札の対象となる建設工事は、次に掲げるもの(設計金額が130万円を超えるものに限る。)とする。

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 市内業者で履行不可能な工事
- (4) 特定建設工事共同企業体による施工が適当と認められる工事  
(H22-239一改、H27-98追加、H29-87一改)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事については、一般競争入札の対象としない。

- (1) 緊急施工を要する工事
- (2) 前号に掲げる工事のほか、市長が必要と認める工事

(入札の公告)

第3条 市長は、一般競争入札を実施しようとするときは、飯塚市契約規則(平成18年飯塚市規則第61号。以下「契約規則」という。)第9条第1項各号に掲げる事項を公告するものとする。

(入札参加資格)

第4条 契約規則第5条に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定による制限を受けていないこと。
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の規定による許可を受けて、建設業を営んでいること。
- (3) 法第27条の23第1項の規定による審査(以下「経営事項審査」という。)を受けていること。
- (4) 飯塚市有資格者名簿に登録されていること。

(5) 飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱(平成19年飯塚市告示第28号)の規定に基づく指名停止期間中でないこと。

2 前項に掲げるもののほか、工事ごとに必要な資格は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 本店、支店及び営業所等の所在地に関すること。

(2) 等級区分に関すること。

(3) 工事に必要な資格及び経験を有する技術者の配置に関すること。

(4) 手持ち工事に関すること。

(5) 特定建設業の許可に関すること。

(6) 経営事項審査結果に関すること。

(7) 同種工事の施工実績に関すること。

(8) 特定建設工事共同企業体に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(入札参加資格確認申請書等の提出)

第5条 市長は、一般競争入札に参加を希望する者がいるときは、当該入札参加希望者に対し、入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)の提出を、特定建設工事共同企業体によるものにあつては、申請書、配置予定技術者調書、特定建設工事共同企業体結成届等の提出を求めるものとする。この場合において、必要に応じ、同種工事施工実績調書の提出を求めるものとする。

(H22-239、H28-99一改)

2 申請書等の提出期限は、規則第7条に規定する公告の日の翌日から起算して10日以内とする。

3 申請書等は、持参に限り受け付けるものとする。

4 市長は、必要に応じ、第1項に規定する書類の内容を証明するための書類を添付資料として求めるものとする。

5 提出期限後における申請書又は資料の差し替え又は再提出は、認めないものとする。

(参加資格の確認)

第6条 入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとする。

2 市長は、入札参加資格がないと決定した者に対し、前項の提出期限日から起算して3日以内に文書によりその理由を併せて通知するものとする。

(H22-239一改)

(入札参加資格がないと決定した者に対する理由の説明)

第7条 入札参加資格がないと決定された者は、前条第2項の通知を受けた日から起算して3日以内に書面により、その理由について説明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、2日以内に書面により回答するものとする。

(事後審査方式による参加資格の確認等)

第8条 市長は、入札参加資格の確認を開札終了後に実施する方式で行う場合は、その旨を当該入札公告において明示するものとし、申請者は、申請書の提出を要しないものとする。

2 前項に規定する場合において、市長は、開札終了後に予定価格の範囲内で最も低い金額で入札した者(最低制限価格を設けた場合においては、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者とする。以下「落札候補者」という。)から必要書類の提出を求め、直ちに入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格があると認めたときは、当該落札候補者を落札者とする。

3 落札候補者に入札参加資格がないと認めたときは、当該落札候補者の次に低い金額で入札した者(以下「次順位入札者」という。)の入札参加資格の有無の確認をし、次順位入札者に入札参加資格があると認めたときは、当該次順位入札者を落札者とする。

4 次順位入札者に入札参加資格がないと認めたときは、前項に規定する方法を落札者が決定するまで繰り返すものとする。

(準用規定)

第9条 草刈・伐採業務委託(土木一式工事業者対象のものに限る。)については、この要領を準用する。ただし、第2条第1項に規定する設計金額は50万円を超えるものとする。

(H22-239追加、H28-99、H29-87一改)

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、一般競争入札の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

(H22-239繰下)

附 則

この告示は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成22年10月1日 告示第239号)

この告示は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成27年3月30日 告示第98号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日 告示第99号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月24日 告示第87号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。